# 弁護士法人四谷麹町法律事務所 報酬規程

### 1 経営労働相談(2時間以内)

- (1) 初回 事務所ウェブサイト上に表示した額
- (2) 2回目以降 顧問料月額×50%

### 2 法律顧問契約

- (1) 顧問料 10万円(税別)/月
- (2) 個別事件の対応等は、法律顧問契約を締結した顧問先についてのみ行う。

## 3 任意交渉・労働審判・訴訟・仮処分等

(1) 弁護士費用

### ア着手金

	T
経済的利益の額	着手金
0~500 万円・算定不能	50 万円 (税別) ただし、任意交渉は、当面の間、30 万円 (税別) とする。
500万1円~1000万円	経済的利益の額×7%+15万円(税別)
1000万1円~5000万円	経済的利益の額×5%+35万円(税別)
5000 万 1 円~1 億円	経済的利益の額×4%+85万円(税別)
1億円を超え10億円以下の場合	経済的利益の額×3%+185万円(税別)
10 億円を超える場合	経済的利益の額×2%+1185 万円(税別)

- ※ 紛争の相手方が複数の場合は、経済的利益の額を合算してから着手金を算定するのではなく、相手方ごとの経済的利益の額に基づいて着手金を算定し、それらの合算額を着手金の合計額とする。
- イ 出頭・訪問費用

負担の程度を考慮して個別に定める。

ウ報酬金

原則として設定しない。ただし、特段の合意が存在する場合はこの限りでない。

(2) 実費(郵送費、収入印紙代、交通費、宿泊代等)

### 4 労働組合との団体交渉、事務折衝等

- (1) 弁護士費用
  - ア 団体交渉、事務折衝等への出席費用
    - (ア) 事務所ビル内での団体交渉等

10万円(税別)/回

- ※ 団体交渉の対象となる組合員が複数の場合は、負担の程度を考慮して個別に定める。
- (イ) 事務所ビル外での団体交渉等 負担の程度を考慮して個別に定める。
- イ 事務処理費用

事務処理の負担が特に重い場合は、事務処理費用を別途定めることがある。

(2) 実費(郵送費、交通費、宿泊代等)

## 5 その他の業務

- (1) 弁護士費用 負担の程度を考慮して個別に定める。
- (2) 実費(郵送費、交通費、宿泊代等)